平成２６年（フ）第５１８５号
東京都町田市高ケ坂577―３
債務者　小澤　志織
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１７０号
大分県由布市湯布院町川上無田1524番地１
破産者　合同会社かほりや
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
奈良県大和高田市東中142番地の３
破産者　株式会社アートマン・クリエイティブ
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
札幌市豊平区平岸８条13丁目２番27号
破産者　株式会社北翔プランニング
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目16番16号　コスモふじみ鶴瀬601号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県和光市本町15番15号
破産者　株式会社システマティック
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
さいたま市緑区原山１丁目17番19号
破産者　株式会社シンカイ工業所
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８８号
千葉市稲毛区小深町62番地１　ゴールドサポート小深212―３号
破産者　村上　弘幸
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
千葉県船橋市行田３丁目１番１棟303号
破産者　坂石　鉄郎
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
千葉県香取市府馬2929、住民票上の住所千葉県香取市府馬2851番地８
破産者　渡邊　篤
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１７４号
長野県上田市中央４丁目13番21号
破産者　株式会社イームズ
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６１８号
静岡市葵区牧ヶ谷2046
破産者　有限会社コール
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５５号
神戸市長田区野田町８丁目３番６号
破産者　有限会社ケンクウ
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４０号
広島市中区中町２番12号第２玉理マンション202
破産者　有限会社大輝グループ
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２７号
大分県津久見市大字保戸島1484番地の２
破産者　有限会社平成水産
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０５号
北海道北斗市久根別５丁目95番２号、登記簿上の本店所在地北海道北斗市久根別４丁目37番５号
破産者　有限会社城北建設
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
福島県郡山市安積町長久保１丁目２番１号ゆいビル101号室
破産者　有限会社リバークロス・クリーン
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１１１１号
東京都あきる野市山田581番地ディアプレイス２―201号
破産者　加藤　丈寛
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０号
東京都町田市本町田1786番地21コスモパレス町田101
破産者　中山　光子（旧姓恩田・三浦）
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８３号
東京都八王子市片倉町709番地９駅前Ｆ１ａｔ201号、商業登記簿上の本店所在地東京都昭島市松原町５丁目18番６号
破産者　有限会社昭栄
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部